

介護老人保健施設
通所リハビリテーション



さかえハートみらい



医療法人 栄心会
さかえ内科クリニック



運営主体概要



お客様には“愛”を 職場には“和”を
人と共に栄える心



法人名

医療法人 栄心会（えいしんかい）

所在地

〒963-8803 福島県郡山市横塚二丁目15番6号
TEL. 024-941-2202 FAX. 024-941-2201

理事長

佐藤 栄一 医学博士 日本内科学会内科専門医、日本医師会認定産業医
日本循環器学会循環器専門医

（経歴）平成 2年 4月 福島県立医科大学附属病院第一内科 勤務
平成 6年 3月 福島県立医科大学第一講座大学院 卒業
平成 6年 4月 財団法人星総合病院循環器内科 勤務（部長職歴任）
平成14年 2月 さかえ内科クリニック 開業
その後、介護施設等を下記のとおり開設

事業内容

- さかえ内科クリニック（平成14年2月開設）
内科・循環器内科・神経内科・消化器内科・呼吸器内科
アレルギー科・リハビリテーション科・人工透析
郡山市横塚2-15-6 TEL024-941-2202
- さかえ居宅介護支援事業所（平成16年10月開設）
居宅介護支援
郡山市横塚2-18-8 TEL024-941-2030
- さかえデイサービスセンター（平成17年10月開設）
通所介護
郡山市横塚2-18-7 TEL024-943-1077
- さかえグリーンハート美術館通り（平成20年7月開設）
特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）
郡山市下舘野1-1 TEL024-956-5777
- さかえライフハート美術館通り（平成21年8月開設）
小規模多機能居宅介護・認知症グループホーム
郡山市下舘野11-1 TEL024-973-6367
- さかえサンライズハート（平成21年12月開設）
高齢者専用賃貸住宅
郡山市横塚2-18-8 TEL024-941-2033
- さかえヘルパーステーション（平成22年3月開設）
訪問介護
郡山市横塚2-18-8 TEL024-941-2033
- さかえライフハート安積（平成23年8月開設）
小規模多機能居宅介護・認知症グループホーム
郡山市安積町荒井一丁目8番地 TEL024-937-3535
- さかえハートみらい（平成23年9月開設）
介護老人保健施設・通所リハビリテーション
郡山市東原3丁目112番地 TEL024-927-0222
- さかえハートホーム矢吹（平成24年11月開設）
グループホーム
西白河郡矢吹町小松222 TEL0248-21-9556
- さかえマイハート希望（平成26年8月開設）
短期入所生活介護
郡山市横塚2-18-5 TEL024-983-1881
- さかえグリーンハート川口（平成27年3月開設）
介護付き有料老人ホーム
埼玉県川口市東川口5-9-16 TEL048-271-9155





施設概要



当施設が立地する地域は、以前は田畑が広がるのどかな田園地帯でしたが、区画整理が進み、現在は閑静な住宅環境になりました。また、当施設の300m南には安積街道が東西に走り、東には国道4号バイパスが南北に通っているため、極めて交通アクセスの良い環境です。

施設名	介護老人保健施設 さかえハートみらい
所在地	福島県郡山市東原3丁目112番地
敷地面積	3,082㎡ (932.30坪)
構造規模	鉄骨造2階建、耐火建築物
延床面積	3,469.85㎡ (1,049.62坪)
サービスの種類	1. 施設入所サービス 2. 短期入所療養介護（ショートステイ） 3. 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ） 4. 通所リハビリテーション（デイケア） 5. 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
居室形態	ユニット型個室床（10床×6ユニット）
利用定員	入所 60名、通所リハビリ 30名
協力医療機関	星総合病院、さかえ内科クリニック、にへい訪問歯科クリニック
開設年月日	平成23年 9月 1日
運営方針	1. 利用者本位の生活と自立支援の実現をめざし、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたって処遇を行うことを基本とします。 2. ユニットケアを実践し、利用者の行動変容を促すリハビリテーション環境を整備します。 3. 家庭復帰を促進するため、ADL障害の改善と同時に、家族支援の体制も充実させます。 4. 高齢期のリハビリテーション施設として、高齢者の介護予防や自立支援に努め、寝たきりや認知症を予防し、健康で生きがいをもち、安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援します。



介護老人保健施設とは？



介護保険法に基づく介護保険施設の一つで、病状が安定している要介護者を対象に、入所者の能力に応じた自立と自宅での生活復帰を目指し、本人の意思を尊重しながら日常生活の世話や看護・医療・リハビリテーションなどのサービスを提供する施設です。

病状が安定し、病院での治療や入院の必要はないが、医学的管理を必要とする高齢者等が一定期間入所して、リハビリテーションや看護、日常生活の支援・介助など、専門スタッフによる総合的ケアサービスを受け、家庭復帰を目指す施設です。

利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域住民、さらには関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。



当施設で受けられるサービス



入所サービス

その人らしい生活が過ごせるように支援します

施設サービス計画に基づいて、看護、介護及びリハビリテーション、その他必要な日常生活のお世話をしながら、利用者の自立生活（家庭復帰）を支援します。

介護保険で要介護1以上と認定された方がご利用いただけます。



短期入所療養介護（ショートステイ）

住み慣れた自宅での暮らしを支援します

ご家族の方が病気の時、旅行、冠婚葬祭などで不在になる時、休みたい時など、一時的に施設サービスをご利用いただけます。いつまでも住み慣れた家で暮らしていただけるよう、介護するご家族の生活も大切にします。

介護保険で要支援1以上と認定された方がご利用いただけます。



通所リハビリテーション（デイケア）

住み慣れた自宅での暮らしを支援します

自宅から施設に通っていただき、リハビリテーションやレクリエーション、利用者同士の交流を通して、社会参加の促進や生活の質の向上を図ります。

介護保険で要支援1以上と認定された方がご利用いただけます。



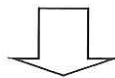


入所までの流れ



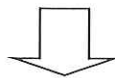
お問い合わせ・お申し込み

お電話にて、支援相談員にお問い合わせください。
もしくは、利用申込書を施設にご提出下さい（郵送・FAX可能です）
ご来所頂き施設見学可能です。



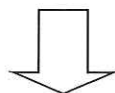
面接調査

直接ご本人様とお会いし、健康状態や日常生活動作状態などをお聞きします。（病院、ご自宅、他の施設など）

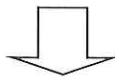


利用判定

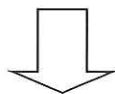
ご利用の可否を専門スタッフで検討・判定させていただきます。



入所 可・否の連絡



契約



入所（ご利用）



入所利用料金



(令和4年11月1日 現在)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
入所サービス費	796円	841円	903円	956円	1,009円
※介護保険法の改定により、料金が変わる場合があります。					
	第1段階	第2段階	第3-1段階	第3-2段階	第4段階
居住費	820円	820円	1,310円	1,310円	2,006円
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,680円
日用品費	100円	100円	100円	100円	100円
教養娯楽費	100円	100円	100円	100円	100円

(1ヶ月：30日換算)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	63,480円	64,830円	66,690円	68,280円	69,870円
第2段階	66,180円	67,530円	69,390円	70,980円	72,570円
第3-1段階	88,680円	90,030円	91,890円	93,480円	95,070円
第3-2段階	109,980円	111,330円	113,190円	114,780円	116,370円
第4段階	140,460円	141,810円	143,670円	145,260円	146,850円

※居住費と食費の負担段階については、所得によって市町村により認定される「介護保険限度額認定証」により決定します。

※このほか、次ページの加算項目を実施した場合にはその料金が加算されます。

(参考) 施設サービスの利用者負担限度額制度

低所得の方の施設利用が困難とならないよう、下記に該当する人は市町村への申請により、居住費と食費については所得に応じた負担限度額までを自己負担し、基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

(改定後) 令和3年8月利用分から

利用者負担段階	該当となる収入等要件	預貯金等資産要件
第1段階	生活保護受給者 市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金※ 収入額の合計が80万円以下	単身 650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3-1段階	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金※ 収入額の合計が80万円超120万円以下	単身 550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3-2段階	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金※ 収入額の合計が120万円以上	単身 500万円以下 夫婦1,500万円以下
第4段階	本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者がいる方 本人が市民税課税の方 配偶者が市民税課税の方（世帯が分離している配偶者を含む）	利用者負担段階に応じたうえ、記資産要件を満たさない方

※非課税年金の主な種類としては障害年金や遺族年金があり、遺族年金には寡婦・かん夫・母子・準母子・遺児年金を含みます。

項目	負担額	備考
夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤を行う看護職員又は介護職員を入所者20名に対し1以上配置
短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日	入所後3ヶ月間、週3回以上集中的にリハビリテーションを実施
リハビリテーションマネジメント計画提出料加算	33円/月	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚労省へ提出
初期加算	30円/日	入所から30日間加算
在宅復帰在宅療養支援加算（Ⅰ）	34円/日	在宅復帰、療養支援を進める施設に対する評価
療養食加算	6円/回	医師の発行する食事戦に基づいた食事の提供を行った場合
経口移行加算	28円/日	経管摂取から経口移行へ計画に基づいた栄養管理を行った場合
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90円/月	各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110円/月	加算（Ⅰ）に加え口腔衛生の計画内容の情報を厚労省へ提出
外泊時費用（月6日を限度）	362円/日	外泊当日及び帰所時を除き外泊した場合※外泊中は居住費算定（短期入所で部屋を使用する場合を除く）
排泄支援加算（Ⅰ）	10円/月	排泄に介護を要する入所者等ごとに要介護状態の軽減の見込みの評価を行い、支援計画を作成し評価結果等を厚労省へ提出
排泄支援加算（Ⅱ）	15円/月	加算（Ⅰ）の算定要件を満たし適切な対応を行い、要介護状態の軽減が見込まれ、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに悪化がない。又はおむつ使用から使用しないに改善
排泄支援加算（Ⅲ）	20円/月	加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない。かつ、おむつ使用から使用しないに改善
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円/月	褥瘡発生リスクについてその評価を厚労省へ提出。施設入所時に評価し、褥瘡ケア計画書を作成
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円/月	施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発生のないこと
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円/月	入所者ごとのADL値、栄養、口腔、認知症その他の心身状況を厚労省へ提出
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円/月	加算（Ⅰ）に加え疾病の状況、服薬情報も厚労省へ提出
入所前後訪問指導加算Ⅰ 2	450円	入所予定日30日以内または入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合
退所時情報提供加算	500円	退所後の主治医等に診療情報提供書を行った場合
入退所前連携加算（Ⅰ）	600円	入所前30日以内または入所後30日以内に居宅ケアマネと連携し、退所後の方針を定める
入退所前連携加算（Ⅱ）	400円	退所に先立って居宅ケアマネに対し診療状況を示す文書を添えて情報提供等をした場合
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239円/日	イ：肺炎、ロ：尿路感染症、ハ：带状疱疹、ニ：蜂窩織炎
ターミナルケア加算（死亡日）	1,650円/日	本人・家族の合意のもとに看取りの支援を行った場合
ターミナルケア加算（2～3日以内）	820円/日	
ターミナルケア加算（4～30日以内）	160円/日	
ターミナルケア加算（31～45日以内）	80円/日	
安全対策体制加算	20円/回	事故防止委員会の開催、事故防止のための研修の実施。安全対策担当者を配置
サービス提供体制加算（Ⅱ）	18円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上配置した場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	3.9%/月	介護職員のキャリアアップ制度の実施及び職場環境改善の取り組みを行った場合
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	2.1%/月	通算勤続年数10年以上の介護福祉士及び一定キャリアの介護職員を配置している場合
ベースアップ等支援加算	0.8%/月	介護職員の定着率の向上とサービスの質を維持する目的とした国の政策



施設内の様子



居室



浴室



トイレ



共同生活室



機能訓練室





行事



おやつレク



流しそうめん



夏祭り



敬老会



芋掘り



クリスマス会



行事食



握り寿司

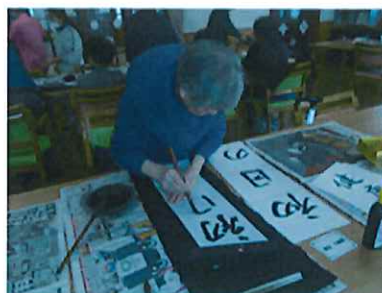


クリスマス



～クラブ活動～

- 書道クラブ
- 工作クラブ
- カラオケクラブ
- 園芸クラブ





短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）



（令和4年11月1日 現在）

要支援1（予コ老短Ii1）	621円/日
要支援2（予コ老短Ii2）	782円/日
要介護1（コ老短i1）	833円/日
要介護2（コ老短i2）	879円/日
要介護3（コ老短i3）	943円/日
要介護4（コ老短i4）	997円/日
要介護5（コ老短i5）	1,049円/日



◆介護サービス費内訳（状況に応じて別途加算のかかるもの）

項目	負担額	備考
夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤を行う看護職員又は介護職員を入所者20名に対し1以上配置
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	個別リハビリテーションを20分以上実施
緊急短期入所受入加算	90円/日	要介護者のみ入所から14日間
重度療養管理加算※	120円/日	要介護4.5であって別に厚生労働大臣の定める状態であるものに対して、医学的管理のもと短期入所療養介護を行った場合
送迎加算	184円/片道	居宅と当施設との間で送迎を行う場合
療養食加算	8円/回	医師の発行する食事せんに基づいた食事の提供を行った場合
緊急時治療加算	518円/日	緊急的な治療管理を行った場合（1日に3回を限度）
在宅復帰在宅療養支援加算（I）	34円/日	在宅復帰、療養支援を進める施設に対する評価
サービス提供体制強化加算（II）	18円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上配置した場合
総合医学管理加算	275円/日	医療ニーズのある利用者の受入促進や在宅療養支援機能の推進を図るため居宅ケアプランに位置づけられていない場合、7日間を限度として算定
介護職員処遇改善加算（I）	3.9%/月	介護職員のキャリアアップ制度の実施及び職場環境改善の取り組みを行った場合
介護職員等特定処遇改善（I）	2.1%/月	通算勤続年数10年以上の介護福祉士及び一定キャリアの介護職員を配置している場合
ベースアップ等支援加算	0.8%/月	介護職員の定着率の向上とサービスの質を維持する目的とした国の政策

※重度療養管理加算の算定条件

イ:常時頻回の喀痰吸引をしている状態

ロ:呼吸障害により、人工呼吸器を使用している状態

ハ:中心静脈注射を実施している状態

ニ:人工腎臓を実施しており、かつ重篤な合併症を有する状態

ホ:重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

ヘ:膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者程度4級以上であり、ストーマの処置を実施している状態

ト:経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

チ:褥瘡に対する治療を実施している状態

リ:気管切開が行われている状態



短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）



（令和4年11月1日 現在）

◆介護保険外自己負担分（基本としてかかる料金）

居住費（ユニット型個室）	2,006円/日	居室費
食費	1,680円/日	朝食:460円 昼食:660円（おやつ含む） 夕食:560円
日常生活費	100円/日	タオル、おしぼり、石鹸、トイレトーパー等
教養娯楽費	100円/日	色鉛筆、画用紙等
冷暖房費	120円/日	7月～9月、12月～3月

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方

	第1段階	第2段階	第3-1段階	第3-2段階
居住費（ユニット型個室）	820円/日	820円/日	1,310円/日	1,310円/日
食費	300円/日	390円/日	1,000円/日	1,300円/日

介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また、第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病※）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

～特定難病～

- 1 がん（末期）
- 2 関節リウマチ
- 3 筋萎縮性側索硬化症
- 4 後縦靭帯骨化症
- 5 骨折を伴う骨粗鬆症
- 6 初老期における認知症
- 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 8 脊髄小脳変性症
- 9 脊柱管狭窄症
- 10 早老症
- 11 多系統萎縮症
- 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 13 脳血管疾患
- 14 閉塞性動脈硬化症
- 15 慢性閉塞性肺疾患
- 16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症





通所リハビリテーション（要介護1～5）



（令和4年11月1日 現在）

要介護1（通所リハ I 261）	710円/日
要介護2（通所リハ I 262）	844円/日
要介護3（通所リハ I 263）	974円/日
要介護4（通所リハ I 264）	1,129円/日
要介護5（通所リハ I 265）	1,281円/日



◆介護サービス費内訳（状況に応じて別途加算のかかるもの）

項目	負担額	備考
入浴介助加算（Ⅰ）	40円/回	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行う
入浴介助加算（Ⅱ）	60円/回	加算Ⅰに加え医師等が当該利用者居宅を訪問し、浴室における動作及び浴室の環境を評価。入浴を行うことが難しい環境の場合、医師等が介護支援専門員、福祉用具専門相談員と連携し助言。医師との連携の下入浴計画に基づき入浴介助を行う
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日	退院・退所後又は認定日から起算して1ヶ月超3月以内に個別リハビリテーションを集中して行った場合
栄養アセスメント加算	50円/月	管理栄養士1名以上配置し、多職種で栄養アセスメントを実施。栄養状態等の情報を厚労省へ提出し有効に活用する
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20円/回	利用開始日及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い担当する介護支援専門員に共有
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円/回	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い担当する介護支援専門員に共有
科学的介護推進加算	40円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況当に係る基本的な情報を厚労省へ提出
重度療養支援加算	100円/日	要介護3～5であって別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/回	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上配置した場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	4.7%/月	介護職員のキャリアアップ制度の実施及び職場環境改善の取り組みを行った場合
介護職員等特定処遇改善（Ⅰ）	2.0%/月	通算勤続年数10年以上の介護福祉士及び一定キャリアの介護職員を配置している場合
ベースアップ等支援加算	1.0%/月	介護職員の定着率の向上とサービスの質を維持する目的とした国の政策

◆昼食代:660円（おやつも含む）



介護予防通所リハビリテーション（要支援1、2）



（令和4年11月1日 現在）

要支援1（予通りハ21）	2,053円/月
要支援2（予通りハ22）	3,999円/月

項目	負担額	備考
運動器機能向上加算	225円/月	運動器機能向上計画に基づきリハビリを実施した場合
栄養アセスメント加算	50円/月	管理栄養士を1名以上配置し、多職種で栄養アセスメントを実施。栄養状態等の情報を厚労省へ提出し有効に活用する
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円/回	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い担当する介護支援専門員に共有
口腔機能向上加算	150円/月	口腔機能改善管理指導計画に基づき、口腔機能向上サービスを提供した場合
科学的介護推進加算	40円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況当に係る基本的な情報を厚労省へ提出
12月超減算	-20円/月	利用開始した月から12月を超えた場合の減算
	-40円/月	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88円/月	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上配置した場合（要支援1）
	176円/月	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上配置した場合（要支援2）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	4.7%/月	介護職員のキャリアアップ制度の実施及び職場環境改善の取り組みを行った場合
介護職員等特定処遇改善（Ⅰ）	2.0%/月	通算勤続年数10年以上の介護福祉士及び一定キャリアの介護職員を配置している場合
ベースアップ等支援加算	1.0%/月	介護職員の定着率の向上とサービスの質を維持する目的とした国の政策

◆昼食代:660円（おやつも含む）



～1日の過ごし方～



- 8:35～ お迎えの出発
- 9:45～ お茶・健康チェック・朝の体操・入浴・個別機能訓練
- 12:00～ 昼食
- 13:00～ 休憩
- 14:00～ レクリエーション・個別機能訓練・集団体操
- 15:00～ おやつ・歓談
- 16:00～ 帰りの挨拶・帰宅準備・お送り出発

七夕飾り



おやつレク



- *郡山市内でしたら送迎させていただきますので、御相談ください。
- *1日体験利用も行っていきます。（入浴あり、昼食代込み630円）
- *見学も随時受け付けております。



館内のご案内



～ ユニットケアの実践を目指して ～

◎ 一人一人の個性と生活リズムを生かすための「個室」

◎ 入所者が相互に社会的関係を築くことを支援するための「リビング（共同生活室）」



2F



1F

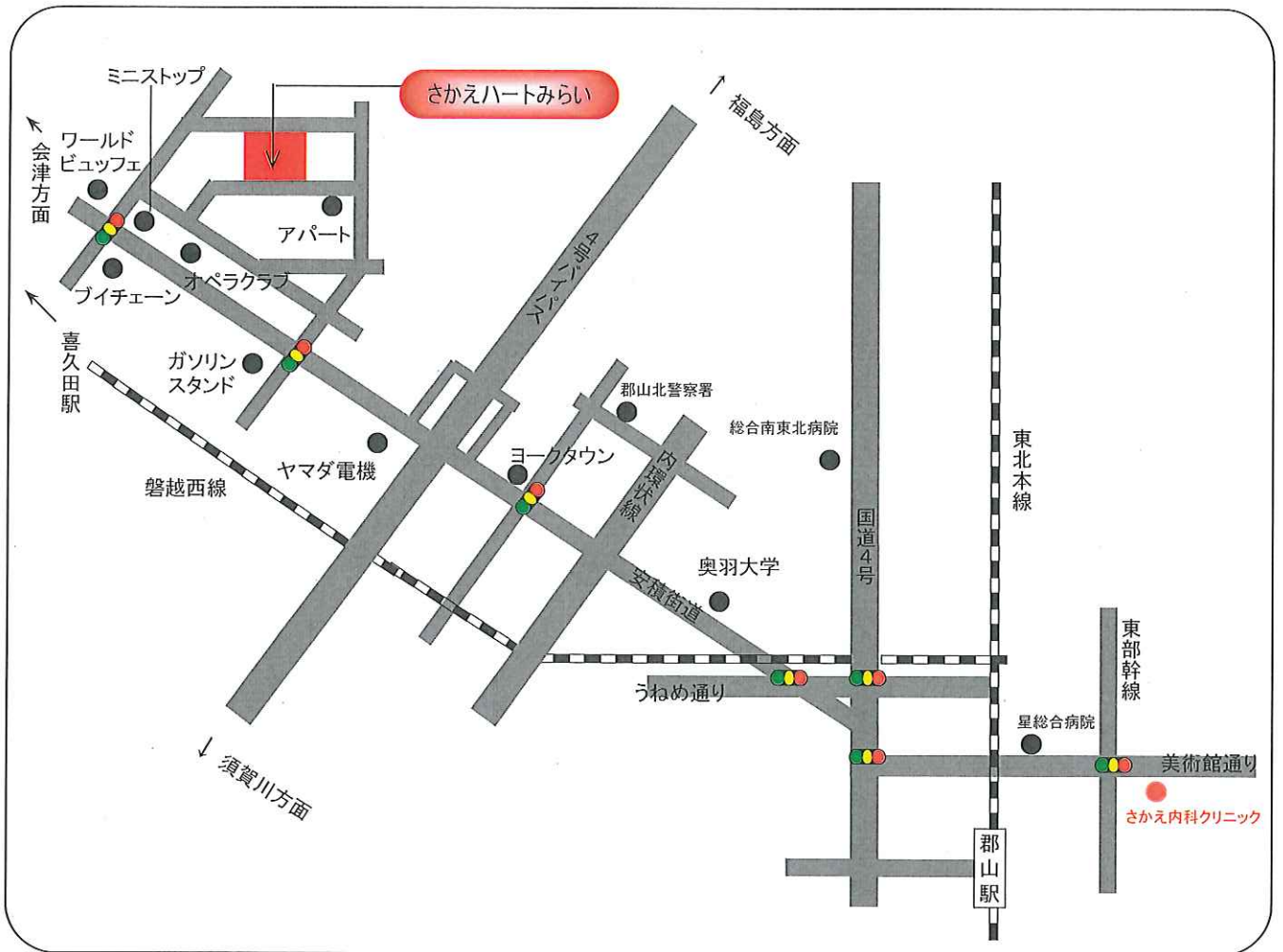
~MEMO~

A light beige notepad with a row of circular punch holes at the top and seven horizontal dashed lines for writing.

A green spiral-bound notepad with a blue spiral binding at the top, seven horizontal dotted lines for writing, and a decorative border of green clovers at the bottom right.



案内図



お問合せ先



介護老人保健施設・通所リハビリテーション
 さかえハートみらい

電話 024-927-0222

FAX 024-927-0227

〒963-0552 郡山市東原3丁目112番地